

平成23年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成23年11月28日(月) 午前9時～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 市議会臨時会及び定例会提出議案について (関係部局)
※会派説明報告(企画部)
- (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)
- (3) 10か年事業計画要望状況について (企画部)
- (4) 「新居浜市食育推進計画(案)」について (福祉部)

3 連絡事項

なし

1 市長あいさつ

おはようございます。

11月30日に第6回臨時会が、12月6日に第7回定例会が開会予定となっております。
また、先週の火曜日から会派説明が始まっており、質疑応答もあったと思いますが、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議事

(市長体調不調のため、副市長が議事進行をとりおこなう)

(1) 市議会臨時会及び定例会提出議案について

<副市長> それでは、議事に入ります。

「市議会臨時会及び定例会提出議案について」ですが、まず、会派説明の

報告を、企画部からお願いします。

<企画部長> 今回の会派説明は、11月22日から2項目について行っておりますが、市民の会と無会派の会派説明は本日の午後からとなっておりますので、それ以外の3会派の概要につきましてご報告いたします。

1件目の12月補正予算につきましては、「角野船木線改良事業」の物件補償費の追加とはどういったことなのか、また、補正内容について詳しく教えて欲しいといった質問や「緊急震災対策事業費」について、分散備蓄物資はどのくらいの量なのか、立川地区への備蓄対策はどうなっているのか、また、「ため池浸水想定区域図作成事業費」について、すべてのため池のハザードマップを作成するのか。ハザードマップを作った後はどうするのか、市内の避難所一覧を作っているが、防災安全課などとの横の連携は考えているのか、といった質問などがありました。

また、債務負担行為補正の「住民基本台帳システム改修事業費」につきましては、システム改修経費の積算根拠を示してほしい。また、経費について妥当かどうか判断ができないので、システム改修が終わった後に他市と比較してどうであったかという検証をしては、といった意見などもありました。

2件目の若水乳児園及び若宮保育園の改築事業計画につきましては、公共施設を建設する場合は土地の有効利用を図るべきだと思うが、何故、建物の配置を斜めにするのか。また、当初の計画から建設場所が変わった理由は何なのか。㎡あたり28万円の建設単価で、環境ホルモン等、子供の健康に配慮したり、温かみのある建物ができるのかといった質問や、夜間保育事業について、実施時期、開設時間帯についてはどのような予定なのか、定員は何名をを考えているのかといった質問も出されました。

また、公共施設を建設する上では、省エネや環境面に配慮したものとなるよう十分検討して取組んでもらいたいという要望もありました。

会派説明の概要については、以上です。

<副市長> ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

<副市長> 特にないようですので、第6回臨時会について、議案に沿って建設部、総務部、説明をお願いします。

<建設部長> 報告第32号専決処分の報告については、「和解について」でございます。平成23年8月8日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者3人及

び連帯保証人1人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起しておりますが、このうち入居者1人につきまして、相手方から滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来通り継続させてほしいとの申し出がございました。この申し出に基づき、訴訟代理人と協議いたしました結果、住宅の明渡及び滞納家賃等の全額支払いという市の基本的な意向が最低限確保されましたことから、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成23年10月11日、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。なお、相手方から滞納家賃と督促手数料の合計6万7,600円が支払われ和解条項が履行されましたので、平成23年10月20日付で本件入居者及び連帯保証人一人に対する訴訟を取り下げしております。

続きまして議案第65号新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令の施行による道路法施行令の一部改正に伴い新居浜市道路占用条例で引用している法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号イに規定する道路の上空に設ける同号」に改めるよう条例改正をおこなうものです。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えております。

<副市長> 続きまして総務部お願いします。

<総務部長> 総務部からは、議案第66号及び議案第67号について説明します。まず、議案第66号「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、特定任期付職員について、国の一般職の特定任期付職員に係る人事院勧告に準拠して給料月額を改定しようとするものであります。改正の内容は、弁護士や公認会計士、大学教員など、その高度の専門的な知識経験や優れた識見を活用するため、職員として任期を定めて採用した者、いわゆる「特定任期付職員」の給料月額を人事院勧告に準拠して改定すべく、第7条第1項の表を改正しようとするものです。なお、この条例は、平成23年12月1日から施行したいと考えておりますが、この条例の規定に基づく特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

次に、議案第67号、「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員について、一般職の国家公務員に係る人事院勧告に準拠して給料月額等を改定し、これに付随して、本年12月に支給する期末手当に関して特例措置を規定しようとするも

のです。改正の内容は、まず、改正条例第1条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」については、別表第1を全部改正し、行政職給料表について、中高年齢層が受ける給料月額に限定し、これを引き下げようとするものです。次に、改正条例第2条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」についてです。

平成18年条例第5号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第7項におきまして、同年4月から実施しております給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置、いわゆる現給保障に係る規定をしておりますが、この規定により保障されていた給料月額についても、平成21年条例第30号附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員、つまり同条例による給料引下げ改定の対象となった職員が受けるものについては、調整率「100分の99.1」を乗じて得た額に、減額しようとするものです。次に、この条例の附則第2項及び第3項につきましては、本年4月において公務員の給与と民間の給与の均衡が図られる必要がありますので、同月以降今月までの較差相当分の合計額を、12月期の期末手当の額から減額調整する特例措置を規定しております。

なお、この条例は、平成23年12月1日から施行したいと考えております。

<副市長>

それでは、ただ今の説明についてご質問等ございませんか。ないようですので、第7回定例会について、議案に沿って環境部、経済部、総務部、企画部お願いします。

<環境部長>

議案第68号「新居浜市斎場の指定管理者の指定」につきまして、ご説明いたします。新居浜市斎場につきましては、平成21年度から株式会社「フロンティアサービス四国」が指定管理者となり、管理運営を行ってまいりました。当時の選定につきましては、新居浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募といたしました。指定管理者制度の導入効果につきましては、導入前に比べ管理経費が削減されるとともに、満足度調査でも利用者の方から良い評価を得ており、一定の効果があつたものと考えております。今回の選定につきましては、指定管理者制度導入に伴う一定の成果があつたことから、引き続き公募を実施した結果、株式会社「フロンティアサービス四国」の1団体のみ応募でございましたため、同社を選定し、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、同社は管理運営の実績があり、当該事業を今後も適正かつ効果的に実施できるとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市斎場の指定管理者に、株式会社「フロンティアサービス四国」を指定するものでございます。なお、

指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を予定しております。以上で説明を終わります。

<副市長> 続きまして経済部お願いします。

<経済部長> 議案第69号「新居浜市商業振興センターの指定管理者の指定」につきまして、ご説明いたします。新居浜市商業振興センターにつきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、さらに21年度には利用料金制を導入して、これまで「新居浜商工会議所」が継続して指定管理者となり、管理運営を行ってまいりました。今回指定管理者の公募に当たっては引き続き、利用料金制を継続することとし、あわせて業務内容に「施設の利用促進に関する業務」「催物等の広報に関する業務」「商店街関係者との協議を踏まえた商業振興・商店街活性化に係る企画に関する業務」を追加し、また、「商店街の課題の把握と施設の将来的な有効活用方法」に関する提案を募るよう募集要項を見直した結果、新居浜商店街連盟1団体から応募がありました。「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査を受けた結果、「新居浜商店街連盟」は、地元の商店街の振興、活性化について、真剣に考え、みんなで地域を盛り上げていこうという熱い思いややる気を感じられ、商業者の感性を生かした施設運営を大いに期待したいとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市商業振興センターの指定管理者に「新居浜商店街連盟」を指定するものでございます。なお、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間を予定しております。

<副市長> 続きまして総務部お願いします。

<総務部長> 議案第70号「市長の退職手当の額について」ご説明いたします。本議案は、平成20年11月18日において市長であった者の退職手当の額を、「新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例」第3条第1項第1号に規定する「100分の35」の支給割合を「100分の0」として、算定した額とするものです。

次に、追加提出予定の条例議案は、「新居浜市暴力団排除条例」の制定についてですが、本条例は、11月30日まで条例案に関する意見募集を行っておりますので、条例案の内容を簡単に説明します。この条例案は、暴力団排除のための基本理念を始め、市及び市民等の責務、暴力団に対する利益供与の禁止等を定めることにより、本市における安全で平穏な市民生活の実現及び社会経済活動の健全な発展を目指し制定しようとするものです。内容は、第1条では、制定の目的、第2条では、用語の定義、第

3条では、基本理念を定めております。次に、第4条及び第5条では、市及び市民等のそれぞれの責務を定め、基本理念にのっとり協働して暴力団の排除に取り組むことを定めております。次に、第6条から第8条まででは、市の取組、支援等について、第9条では、利益の供与の禁止について、第10条では、祭礼等の行事からの暴力団の排除について、第11条では、条例の施行に関する必要な事項の委任についてそれぞれ定めるものです。なお、この条例は、平成24年4月1日から施行したいと考えております。次に、人事議案は、新居浜市教育委員会の委員 宇野征一氏及び太田恵理子氏は、平成23年12月23日をもって、任期が満了するので、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものです。

<副市長> 次に企画部お願いします。

<企画部長> 議案第71号から議案第76号までの予算議案につきまして、「平成23年度12月補正予算案の概要」に沿ってご説明いたします。

まず、一般会計の今回の補正予算規模につきましては、2億6,180万3千円の追加となっております。補正後の予算総額は455億2,028万5千円ということになります。前年度同期との比較では、5,033万6千円、0.1%の増となっております。

特別会計につきましては渡海船事業特別会計など5つの特別会計の補正となっております。

一般会計補正予算の主な事業について説明いたします。

まず、公共事業の「角野船木線改良事業」につきましては、社会資本整備総合交付金の留保分解除に伴う事業費の追加と予算の組替えでございます。次に、単独事業の「小学校施設環境整備事業」は、プール水槽の劣化が激しいため、泉川小学校と惣開小学校のプールの改修工事を実施するもので、980万円の追加となっております。3Pの施策費、「障害児保育対策費」（私立分）は、加配対象障害児の増加に伴いまして、加配保育士の人件費分を追加するものです。次の「障害者自立支援給付費」につきましては、障害者自立支援法の新法移行による介護給付報酬体系の変更及び更生医療助成対象者の増加に伴い、扶助費を追加するものであります。4Pをお開きください。「緊急震災対策事業費」につきましては、緊急に対応すべき震災対策、津波対策として、標高標示板の整備、避難所の停電対策、大島、別子山地区への分散備蓄等を実施するものです。次の「ため池浸水想定区域図作成事業費」は、緊急に対応すべき震災対策の一環として、地域防災計画において危険個所とされているため池等38箇所について、ハザードマップ作成のための航空レーザー測量等を実施するものです。5Pから6Pにかけての「地域支え合い体制づくり事業費」につつま

しては、地域の市民活動として、高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、県の地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用しまして、福祉部関係では心身障害者福祉センター及び総合福祉センター、また各高齢者福祉センターや各児童センターの備品等の整備を行うものでありまして、教育委員会関係では、各公民館等におきまして備品などの整備を行うものであります。7Pをご覧ください。経常経費の「メンテナンス別子端出場管理運営費」につきましては、重油の高騰による燃料費1,260万円の追加であります。次の「庁舎管理費」は全額県の補助事業を活用しまして、庁舎1階のトイレをオストメイト対応トイレに改修するものです。8Pをお開きください。災害復旧事業費、「道路橋りょう災害復旧費」は、先の台風12号で被害がありました渦井橋大野山線等の災害復旧事業を実施するもので、5,353万6千円の追加となっております。9Pの債務負担行為補正の「住民基本台帳システムの改修に要する経費」につきましては、外国人住民を適用対象に加える改正住民基本台帳法に対応するため、平成23年度中に新住基システムの改修に取り掛かる必要があることから、期間を平成23年度から平成24年度まで、限度額を3,675万円とする債務負担行為を設定するものであります。なお、このほかにも指定管理者の指定に伴う債務負担行為を設定するものが2件あります。

次に特別会計でございます。

渡海船事業につきましては、給与改定等による人件費及び燃料費について予算措置するものです。次の公共下水道事業は、給与改定等による人件費及び管渠等建設事業費等についての予算措置で、4,718万7千円の追加となっております。10Pの国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業につきましては、いずれも給与改定等による人件費について予算措置するものであります。以上でございます。

<副市長> 全部をとおしてご質問等ございませんか。

<市長> 暴力団排除条例について、実際の業務において、新しく対応を考えないといけないのか、それとも何もしなくていいのか、きちんと整理をする必要があるのではないか。

<総務部長> 条例可決をいただいた後、総務課から全課所あてに通知を行い、それぞれの課で対応をお願いするようになります。契約の工事請負契約約款の中に、暴力団排除の条項を入れることと各施設使用申請書の中に暴力団ではないという意思表示をしていただくことを考えている。市民への周知については、連合自治会を通じて周知をしたい。

<副市長> 暴力団かどうかを照会するようなシステムは？

<総務部長> 警察と市の合意書を取り交わしており、その中で暴力団と思われる、ということについては照会を受け付けるということになっております。

<市長> よく整理をしておいてください。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

<副市長> 「議会答弁課題の進捗状況」ですが、必要と考える項目について、簡潔に説明をお願いします。企画部から、順番に説明をお願いします。

<企画部長> 企画部からは1件報告いたします。項目番号54の市ホームページへの「音声読み上げ機能」の導入についてですが、前回の報告では、導入について検討を行うとしておりましたが、導入に向け具体的にソフトメーカー及びホームページ保守管理業者と協議を進めております。合わせて、職員研修の実施についても現在、日程調整を行ってございまして、予算確保も含め、平成24年4月からの導入に向け、取組みを進めることとしております。

<総務部長> 総務部からは、新規3件、完了1件について報告します。

まず、新規は31番滞納整理業務マニュアルの作成、32番延滞金の徴収、33番債権管理条例の制定について、いずれも9月議会の岩本議員の質問に答弁したものです。31番の滞納整理業務マニュアルの作成のうち、強制徴収債権編については、11月25日開催の債権管理委員会で審議し、12月末までに作成する予定。それ以外の、非強制徴収債権編のマニュアル作成、延滞金の徴収、債権管理条例の制定については、今後、債権管理委員会において、実施を前提に検討します。次に、完了は5番の庁内ランを活用した、車両貸出システムについては、平成22年度までは紙ベースで行っていた一般貸出車両の予約について、データベース化を行い、管財課全員のパソコンで、予約・確認ができるシステムを構築したので完了としたい。

<福祉部長> 福祉部からは新規項目1件。新居浜保育園民営化方針の取り組みについてですが、各公立保育所の定員充足率などの動向を見極めながら、民営化対象園の選定、移管先事業者の募集範囲、移管条件等の検討を行い、民営化に関する新たな方針について検討を進めることとしております。

<市民部長> 市民部からは1件、避難所の安全性とおふろ、トイレの確保でございますが、標高表示板等の設置を計画しております。これは市内の公民館へ周辺地域の標高を地図に表示したものを作成し、掲示をするものです。また、同じようなものを海岸に近い自治会館へ配布できるよう準備をしております。標高掲示板につきましては、市内市道の四国電力の電柱約50か所へ取り付けるよう、12月補正予算において提案をしております。

<環境部長> 環境部からは2件についてご説明いたします。まず、「都市計画税について（公共下水道認可区域の拡大）」は、10月7日から31日にかけて、市内9会場で下水道の変更案と都市計画税の見直しを併せた説明会を開催し、市民の意見を伺いました。下水道の変更案については特に反対意見はなく、12月2日開催の新居浜市都市計画審議会で審議いただき、本年度末までに事業計画変更を行う予定です。

次に、「東高等学校南側地区の雨水浸水対策について」は、国領川へ排水する必要があるため、愛媛県と雨水管渠の河川占用協議を進めておりましたが、10月25日許可を取得しましたので、本年度から工事に着手します。

<経済部長> なし

<建設部長> 建設部からは3点ご説明をいたします。まず、収入超過者への対応について、これまで収入超過者については毎年3月の家賃認定時期に住宅を明け渡すよう、通知してまいりましたが、退去されない方もおります。今年度初めて明け渡し請求を2名の方に行い、平成24年7月末日までに、退去を請求しております。退去されない場合は訴訟を行う予定です。次に、平形外山線南中学校西側の道路拡幅についてですが、墓地の移転が解決できなければ進展しないため、今年1月に関係自治会と墓地管理会役員に対し、現在までの経過と問題解決に向けた今後の進め方について、第1回目の説明、協議会を開催しました。11月21日に2回目の協議を行い、墓地移転の周辺同意について説明をいたしました。半径200メートル以内の同意をとる必要性についてご理解をいただき、次の会では墓地のレイアウトについて説明・協議し、その上で周辺同意をどのようにしてとっていくか、について協議することにしていきます。最後に地籍調査について、今年度から新たに上部東西線の計画地区において地籍調査を開始しました。今年度は萩生次良丸地区の約25haを実施いたします。来年度は引き続き上部東西線と新たに県道金子中萩停車場線の関連地区を実施してまいりたいと考えております。

<水道局長> 新山根配水池の建設計画について、3月の東日本大震災を受けて国の見直し作業が行われ、その結果を受け検討したいとしていたが、中央防災会議を受けた四国地方整備局の方針、日本水道協会被害調査中間報告が行われたことから、現在、最終検討を行い今年度着手に向けて取り組んでいきたいと思っております。

<教育委員会事務局長> 学校図書館支援推進事業の継続の見直しについて、本事業については今年度は緊急雇用事業により4名の学校図書館支援員を任用しましたが、来年度以降につきましては、企画財政会議で協議しました結果、平成24～26年度の3年間は現在の4名体制で事業を継続することとなりました。その後3年間の成果を検証して、再度協議をすることといたしました。

<消防長> なし

<副市長> ただ今の説明を受けまして、ご質問等ございませんか。

<市長> 平形外山線は進みそうなのか。

<環境部長> この間の会議においては協力してやっていくという認識はできております。

(3) 10か年事業計画要望状況について

<副市長> 10か年事業計画要望状況について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長> 平成24年度の10か年事業計画の要望状況について、一般財源ベースでの比較で説明いたします。今年度も枠配分方式で要望していただきましたが、10か年の要望額の合計は、693億9,504万4千円で、要望上限額の687億8,018万8千円に対し、6億1,485万6千円増額の状況でございます。要望額のうち別枠分が7億6,363万6千円でございます。別枠認定事業の主なものは、障害児自立支援給付事業5億3,821万円、妊婦・乳児一般健康診査2億1,608万円、子ども手当支給事業9,881万円、がん検診等9,525万4千円、清掃センター改修事業5,744万7千円等となっております。当初予算編成方針でお示した10か年財政計画9月見直しでは18億9千万円の歳出超過となっておりますので、要望を満額認めた場合の不足額は25億円余りという状況であります。さらに今回の要望状況の表には入っていませんが、変

更協議で補助金を除く一般財源の増加分として、75周年各記念事業、若宮保育園改築事業等により、約2億1千万円が追加されており、24年度単年度では約1億1千5百万円が追加されております。このようなことから、今後、予算査定での厳しい調整がさらに必要と考えております。

<副市長> 何かご質問はありませんか。

(質問なし)

(4) 「新居浜市食育推進計画(案)」について

<副市長> 次に、新居浜市食育推進計画(案)について福祉部より説明をお願いいたします。

<福祉部長> 新居浜市食育推進計画(案)について説明いたします。食育推進計画につきましては、庁内組織である新居浜市健康都市づくり推進委員会食育専門部会を設置し、検討を重ねた後、新居浜市健康都市づくり推進協議会で協議し、計画案を策定いたしました。パブリックコメントは、9月20日から10月19日まで行い、1人の方からご意見をいただきましたが、計画変更が必要な意見ではございませんでした。

それでは、内容について、ご説明します。

まず表紙ですが、新居浜市第5次長期総合計画の将来都市像から、笑顔輝く！あかがねのまちとし、スローガン～元気つくろう食力～としております。SHOKUJIKARAは、「食事から」という意味と「食に関するあらゆる力」という意味を含んだ造語です。3ページの第1章では、この推進計画の基本的な考え方を記載いたしております。計画の趣旨ですが、市民一人ひとりが、「食」の大切さを認識し、食育の意義や必要性を理解し、心身の健康と豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育み、次世代へつないでいくために、食育の推進が必要であることを訴えることが一点。また、食育が具体的に推進できるよう、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じ、食に関する知識と選択する力を養うとともに、正しい食生活を身につけられることを目的といたしております。計画の基本理念は、望ましい食生活を実践し、誰もが健康で生きがいと安心感のある暮らしを実現することにより、「わたくしたちのまち新居浜」をより一層元気にすることをめざし、スローガンは、「元気つくろう！食力(食事から)」といたしました。次に4ページ、計画の位置付けは、国の第2次食育推進基本計画、愛媛県食育推進計画を上位計画といたしまして、第五次新居浜市長期総合計画と健康増進計画新居浜市元気プラン新居浜21、他部門の計画とも整合性を図ることといたしております。計画の期間につきましては、国の第

2次食育推進基本計画の期間が、平成23年度から27年度までの5年間となっておりますが、本計画と関連が深い新居浜市健康増進計画の見直しの時期に合わせ、目標年次を7年後の平成29年度といたしております。計画の推進体制につきましては、市民が主役となり、市民自らが食育に取り組むことを基本としながら、地域、学校、保育園、幼稚園、生産者、事業者、企業、行政が様々な分野において、協働で取り組んでまいります。また、進行管理につきましては、新居浜市健康都市づくり推進協議会に報告することで行うものといたしております。6ページ、第2章は、食育の推進目標について記載いたしております。食育推進の重点目標は、食のバランスを整える、正しい生活習慣を身につける、食文化を継承し、食環境を整備する、の3つを掲げました。それぞれの重点目標に対し、実践目標を3項目設定いたしております。重点目標1. 食のバランスをととのえるでは、乳幼児期からいろいろな食べ物に触れ、味覚を育てる。主食・主菜・副菜を揃えた日本型食生活を実践する。間食・夜食を控えるを、実践目標といたしております。2. 生活習慣を身につけるでは、健診を受け、安心安全な妊娠を継続し出産を迎える。子どもの頃から正しい生活習慣を身につける。早寝・早起き・朝ごはんを実践目標といたしております。3. 食文化を継承し、食環境を整備するでは、共食を通して、行事食や郷土料理の伝承を図る。食事マナーを身につけ、食に感謝する心を育む。共食の機会を増やし、楽しい食事ができるようにするを、実践目標といたしております。7ページには、食育推進の目標数値を設定し、食育の取り組みについて、その成果や達成度を具体的に把握することといたしております。8ページ、第3章では、ライフステージに応じた食育の推進について記載しております。ライフステージを、妊娠・乳幼児期、学齢・青年期、成人・高齢期の3つに区分し、それぞれのライフステージの特徴を記載したものです。9ページ、10ページは、各ライフステージにおける現状と課題について記載しております。9ページは、ライフステージ別の現状と課題についてでございます。妊娠・乳幼児期では、妊娠期の正しい健康管理、幼児期の正しい生活習慣・食習慣を身につけることの重要性。学齢・青年期では、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践と、食育推進のための環境整備が必要であること。成人・高齢期は、定期的に健診を受けるなどの健康管理と共食の場を増やすことが大切であるということ。11ページには、ライフステージ別に市民一人一人が自分たちで取り組むことを表にまとめております。13ページでは、市を中心とした行政が取り組むべき、全ライフステージを通した取り組み、ライフステージ別の取り組み、食育推進の人材育成について、具体的な内容を記載いたしました。14ページの今後、新しく取り組むものとしては、成人・高齢期において、中食・外食の選び方について、食生活改善推進協議会等食育推進団体や企業と協働

でポスターやパンフレットを使用して啓発を行います。また、一口30回噛む「噛ミング30」80歳になっても自分の歯を20本持つ「8020運動」を推進し、仕事と生活の調和を考え、家庭における共食の重要性を啓発してまいります。次に、地域での取り組みですが、食生活改善推進協議会による食育推進として、父と子の料理教室を開催し、食育に関心の薄い若い男性に向けた食育を推進します。15ページの前段では、地域のうち公民館活動における食育推進を記載しております。後段では、保育園・幼稚園・学校における食育推進について、記載しております。16ページでは、団体・生産者・企業が取り組むべき食育推進の具体的な内容について、医師会、歯科医師会、食品関連事業者、農業・漁業関係者別に記載しております。以上が、「新居浜市食育推進計画（案）」の主要なものです。また、27ページでは、新居浜市の各部局や関係団体等の取り組みについて、ライフステージ別に整理したものでございます。30ページ以降には用語解説を記載いたしております。周知の方法といたしましては、冊子の作成を行い、学校等関係機関に配布いたしますとともに、各家庭にはダイジェスト版を配布して食育の推進を行ってまいります。以上で説明を終わります。

<副市長> 何かご質問ありませんか。

(質問なし)

3 連絡事項

<副市長> 連絡事項に移ります。何かありませんか

ないようですので、これで第9回庁議を終了いたします。